

景観形成基準案の検討

第8回三郷市市民懇談会の検討事項

対象地区の「景観形成方針」は、どのようなものとするか。

対象地区の特性を踏まえて、対象地区の景観形成方針をご検討願います。

建築物等の部位等の「景観形成基準の内容」は、どのようなものとするか。

配置や高さ・規模、外壁、屋根・屋上、色彩等と開発行為（土地の区画形質の変更）等の基準内容をご検討願います。

平成21年9月30日（水）

1 対象地区

建築物等の届出対象となる地区は、「景観計画区域」と「重点地区」があり、以下の考え方に基いてそれぞれの地区を定めています。

対象地区の設定

区分	対象地区	備考
景観計画区域	ときめき景観ゾーン	民間事業を対象とした地区
	まちなみ景観ゾーン	
	ゆとり景観ゾーン	
	駅景観拠点	公共事業を対象とした地区
	みず・みどり景観ゾーン	
	水辺景観軸	
	道路・鉄道景観軸	
みず・みどりレクリエーション景観拠点		
重点地区	新三郷ららシティ地区	民間事業を対象とした地区
	三郷中央駅地区 (三郷中央地区センターゾーン)	

注) 対象地区が景観計画区域と重点地区に重複している場合は「重点地区」を優先させます。

(1) 景観計画区域

景観計画区域は、市全域を対象として行います。行為の制限に関する事項は、市全体の景観形成方針に示す「景観ゾーン」、「景観軸」、「景観拠点」の8地区に区分して定めることとします。

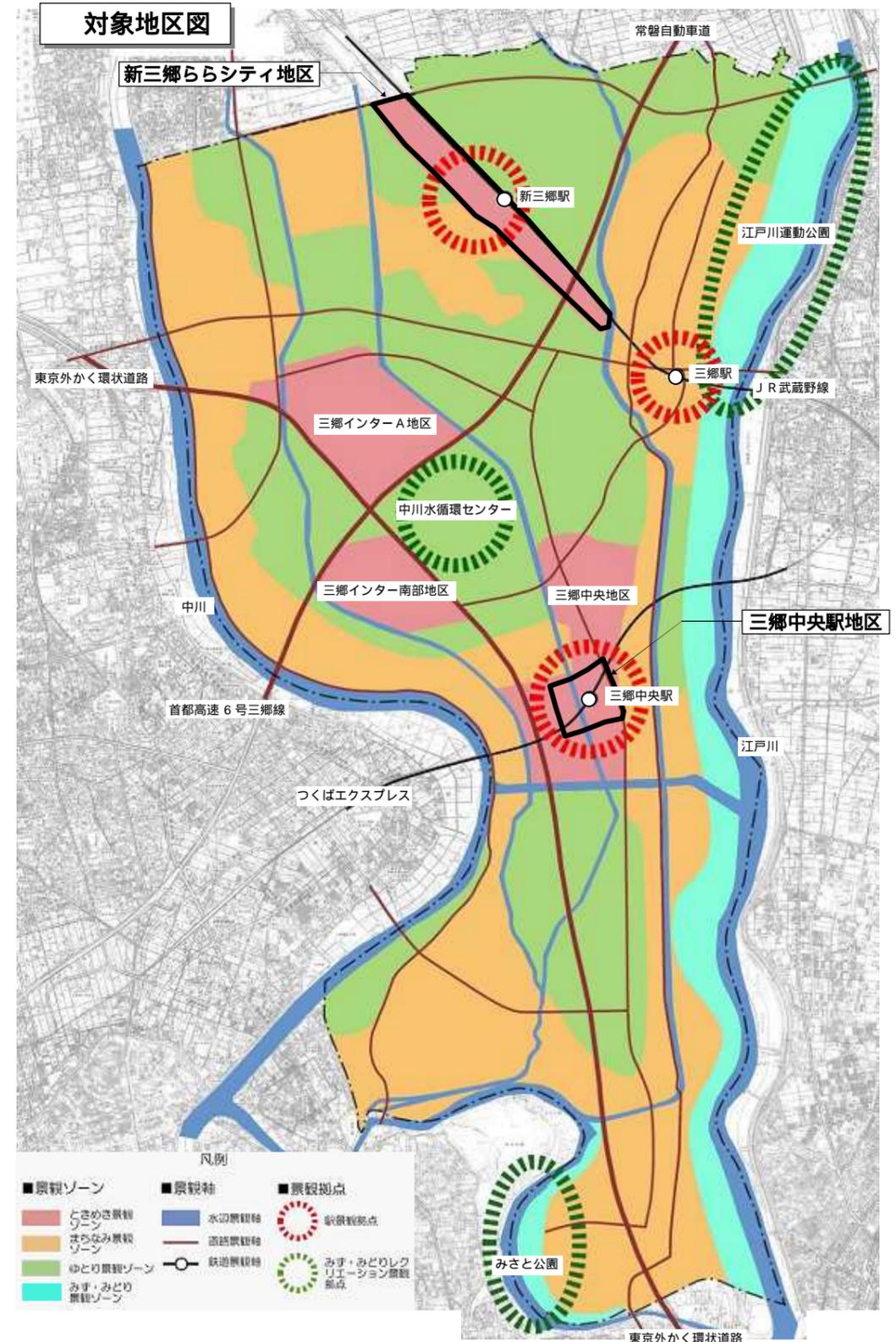
(2) 重点地区

重点地区は、景観計画区域のなかでも特に良好な景観の形成を図る必要がある地区を定めることとし、次の「新三郷ららシティ地区」と「三郷中央駅地区 (三郷中央地区センターゾーン)」の二つを選定します。

新三郷ららシティ地区

区域

- ・新三郷駅周辺の約50haの区域



選定理由 注)次の記述は、平成 22 年度末現在における整備状況を想定して記述しております。

- ・本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。また、「武蔵野操車場跡地地区における景観計画」が策定されており、この計画にもとづく景観形成の充実が重要となっています。
- ・本地区は、商業系施設や住居系、工業系施設の整備により、新たな街が創出され、個性ある街の顔づくりが形成されているとともに、市民や事業者への景観に対する波及効果の高まりが期待できます。
- ・今後においては、これらの施設の更新等においても良好な景観形成を保持し、且つ充実に図るために重点地区として定めます。

三郷中央駅地区（三郷中央地区センターゾーン）

区域

- ・三郷中央駅周辺の約 16.5ha の区域

選定理由 注)次の記述は、平成 22 年度末現在における整備状況を想定して記述しております。

- ・本地区は、上位及び関連計画においてまちづくりの重要な地区と位置づけられています。また、「三郷中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書」が策定され、このプランに基づく景観形成が重要となっています。
- ・本地区は、駅に接してにおどり公園や第二大場川の水辺を有し、三郷市の特徴的な景観を形成しています。また、同都市デザインプラン検討報告書を活かし、三郷市を代表する新たな街『市民空間の形成』の創出を目指して業務や商業系、住居系施設等の整備が進められています。そのため、これらの促進と充実に図るために重点地区として定めます。

2 届出対象行為

注)()内は案 / 県との協議が必要 / 印は例示

行為		届出の対象規模	
		景観計画区域	重点地区
1) 建築物	新築、増築、改築若しくは移転	イ．延べ面積が(500)㎡以上のもの ロ．高さが(10)m以上のもの ハ．開発事業 5 の敷地内のもの	イ．延べ面積が(250)㎡以上のもの ロ．高さが(5)m以上のもの ハ．開発事業の敷地内のもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更及び更新	ニ．イ又はロの対象規模に該当する建築物のうち、各立面の外観の変更面積が壁は(1/3)以上且つ(45)㎡以上、又は、屋根は(1/3)以上且つ(10)㎡以上のもの ホ．ハによる届出で適合を受けた建築物のうち、各立面の外観の変更面積が壁は(1/3)以上かつ(45)㎡以上、又は、屋根は(1/3)以上かつ(10)㎡以上のもの	ニ．イ又はロの対象規模に該当する建築物のうち、各立面の外観の変更面積が壁は(1/4)以上且つ(20)㎡以上、又は、屋根は(1/4)以上且つ(5)㎡以上のもの ホ．ハによる届出で適合を受けた建築物のうち、各立面の外観の変更面積が壁は(1/4)以上かつ(20)㎡以上、又は、屋根は(1/4)以上かつ(5)㎡以上のもの
2) 工作物 2 の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更及び更新	工作物のうち、以下のもの イ．高さ(2)m以上且つ長さ(20)m以上の擁壁 ロ．イの工作物を除く、高さが(10)m以上のもの ハ．築造面積 6 が(500)㎡以上のもの ニ．各立面の外観の変更面積が(1/3)以上且つ(45)㎡以上のもの	工作物のうち、以下のもの イ．高さ(2)m以上且つ長さ(10)m以上の擁壁 ロ．イの工作物を除く、高さが(5)m以上のもの ハ．築造面積が(250)㎡以上のもの ニ．各立面の外観の変更面積が(1/4)以上、且つ(20)㎡以上のもの	
3) 開発行為 3	イ．面積が(500)㎡以上のもの	イ．面積が(500)㎡以上のもの	
4) 木竹の植栽又は伐採	イ．面積が(500)㎡以上のもの	イ．面積が(250)㎡以上のもの	
5) 屋外における物件の堆積 4	イ．その用に供される土地の面積が(500)㎡以上、又は高さが(1.5)m以上のもの	イ．その用に供される土地の面積が(500)㎡以上、又は高さが(1.5)m以上のもの	
6) その他	イ．上記のほか、法令等により届出が必要なもの 7 7：但し、延べ面積 10 ㎡以下の増築、改築、移転のものは除く		
<p>1 建築物（建築基準法第2条1項） 土地に定着する工作物のうち、：屋根があって柱若しくは壁のあるもの、：に付属する門・塀、：観覧のための工作物、：高架の工作物内に設ける事務所・店舗・興行場・倉庫など、：からの建築設備、をいう。</p> <p>2 工作物（建築基準法第88条1及び2項他（工作物への準用）） 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物 他：載置式の一層二段等の自走式自動車庫、駐車機及びこれに付設する入出路等をいう。</p> <p>3 開発行為（都市計画法第4条第12項） 主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の開発行為の変更をいう。</p> <p>4 物件の堆積（土砂のたい積、廃棄物、再生資源、駐車機類） 土砂のたい積：市条例土砂のたい積の規制に関する条例第2条で掲げる土砂のたい積をいう。 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。 再生資源：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。 駐車機類：車の駐車のための機器類をいう。</p> <p>5 開発事業 市条例三郷市開発事業等の手続等に関する条例（素案）第2条で掲げる開発事業をいう。パブリック・コメント手続実施済み</p> <p>6 築造面積 工作物の水平投影面積。但し、複数の床が有る場合は、工作物の床面積の合計をいう。</p>			

3 行為の制限に関する事項（建築物等の景観形成基準）

建築物等の『景観形成基準設定』の考え方

長期的な展望のなかで、一定期間ごとの段階を経て着実に向上させていくことを目指します。

運用開始後の一定期間は「育成期」と捉え、許容範囲のやや広い「緩やかな基準」とします。

一定期間の後（例えば10年毎）に見直しを行い、徐々に基準の充実を図ることとします（発展期からさらに成熟期へ）。

基準の詳細（下記一覧表の部の例示に相当）は、運用の細目規定とし別途「基準の手引き」の作成や「景観アドバイザーの助言等」で対応を図ることとします。

重点地区の「新三郷ららシティ地区」と「三郷中央駅地区」は、景観に関連する独自の計画があります。基準の詳細については、下記の建築物等の景観形成基準のほか、これらの計画に沿うものとしてします。

民間事業の「建築物等の景観形成基準」 凡例 :「景観形成の共通基準」と同じ :例示

種別	景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準				重点地区の基準		
		ときめき景観ゾーン （商業・住居・工業系）	まちなみ景観ゾーン （主に住居系）	ゆとり景観ゾーン （市街化調整区域）	駅景観拠点 （商業系）	新三郷ららシティ地区 （商業・住居・工業系）	三郷中央駅地区 （商業・住居系）	
景観形成方針		<ul style="list-style-type: none"> 新しい街の表情を創出するとともに、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 住まい空間においては、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住まい空間として、落ち着きと潤いのある景観形成を図ります。また、地域らしさを残すまち並みの育成を図ります。 商業施設は、ゆとりと賑わいのある景観形成を図ります。 工業施設は、親しみと潤いのある景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市のゆとりや潤い空間として、農地景観の維持と一部土地利用されている住居施設等との調和に配慮した景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅を中心に、賑わいや憩いづくりに配慮した景観形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成コンセプトである“優交の街：イン・ザ・グリーン新三郷”の景観形成を図ります。 「武蔵野操車場跡地における景観計画」参照 	<ul style="list-style-type: none"> 都市デザインの目標である「市民空間の形成～人々が集い、暮し、働き、楽しみ、憩う 三郷といえはここ、市民が誇れる場所」の景観形成を図ります。 「三郷市中央地区センターゾーン都市デザインプラン検討報告書」参照 	
建築物等	配置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 水辺・公園・シンボル樹、寺社・史跡等の見直し確保 道路とのゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保 					<ul style="list-style-type: none"> 水辺・公園等に面する部分は開放的な構え 水辺・公園等への敷地内通路の確保 	
	高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 屋根や軒、階、最上部の高さは周辺との連続性に配慮します。 高さの連続性を確保 一つの規模が大き過ぎないように配慮します。低層部より上層部を小さく／平面を雁行や長方形、L字形 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、隣地とのゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、隣地とのゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 道路、農地とのゆとりスペースの確保に配慮します。 壁面後退と連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性） 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面後退と連続性の確保／一部溜り空間の確保（歩行空間や賑わい、誘客性） 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・水辺・公園等に面する部分は、ゆとりスペースの確保や、まち並みの連続性に配慮します。 壁面後退と連続性の確保／半屋外空間を付設／大規模画地は建物の分割
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 大壁面の分節／規模の大きなものは低層部より上層部が後退 金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。 鏡面の仕上・ガラスを避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 特に低層部は高さの連続性を確保 			<ul style="list-style-type: none"> 特に低層部は高さの連続性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 全体としてスカイラインに配慮／特に低層部は高さの連続性を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保／ボリュームの分割・分節・分棟
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。 奇抜なデザインを避ける 	<ul style="list-style-type: none"> 大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退 			<ul style="list-style-type: none"> 大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退 	<ul style="list-style-type: none"> 大壁面の分節／透明ガラスの活用／規模の大きなものは低層部より上層部は後退 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・水辺・公園等に面する壁面は開口を十分確保、透明ガラスの活用 外壁とスカイラインはリズムと調和のある表現を確保／自然素材の使用
	バルコニー等	<ul style="list-style-type: none"> 手摺部は建築物等と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げを合わせる／又はガラス等で存在感を薄める 物干しや設備機器類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置 	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜を避け、魅力的なデザインの創出 			<ul style="list-style-type: none"> 奇抜を避け、魅力的なデザインの創出 	<ul style="list-style-type: none"> 奇抜を避け、魅力的なデザインの創出 	<ul style="list-style-type: none"> 手摺部は建築物等と調和した形態・意匠、緑化に配慮します。 本体と形態・仕上げを合わせる／又はガラス等で存在感を薄める／緑化する
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げの調和を図る 					<ul style="list-style-type: none"> 見えにくい配置／緑化等 	

種別	景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準				重点地区の基準		
		ときめき景観ゾーン （商業・住居・工業系）	まちなみ景観ゾーン （主に住居系）	ゆとり景観ゾーン （市街化調整区域）	駅景観拠点 （商業系）	新三郷ららシティ地区 （商業・住居・工業系）	三郷中央駅地区 （商業・住居系）	
建築物等	建築物等緑化	・屋上や壁面の緑化に配慮します。						
	付帯設備類	・設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置／又は緑・ルーバー等で遮蔽						
	外構と緑化 （敷地内）	・まち並みに連続した緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	・敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	・敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	・敷地周りやまち並みに連続した緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は低・中・高木類の植栽	道路沿いに低・中・高木類の植栽	・まち並みに連続した緑化に配慮します。住居施設の敷地周りの緑化に配慮します。 道路沿いに低・中・高木類の植栽／住居施設は生垣又は中・高木類の植栽	・まち並みに連続した緑化に配慮します。住居施設の敷地周りの緑化に配慮します。 半屋外空間を連続して緑化／中木以上のテーマ木の植栽／住居施設は生垣又は低・中・高木類の植栽
		・潤いのある樹種選定に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり			・潤いのある樹種選定や、低・中・高木類の調和に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり			
		・駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 外周の生垣／舗装面に緑化用ブロックの利用					外周の生垣／舗装面に一部芝生や緑化用ブロックの利用	
	色彩	注）色彩基準を参照	注）色彩基準を参照					
	付帯広告物	・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 本体とデザイン統一／飛び出しを避ける						屋上看板の禁止／過度に目立つ形態・色彩の禁止／建築等本体とデザイン統一
	付帯施設	・駐車場、ごみ置き場などは、露出しないように配慮します。					マウンド及び直栽等による処理	緑で修景
夜間照明	・光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮します。 外向けは過度の設置を避ける	外向けは過度の設置を避ける		農地側は避ける／外向けは過度の設置を避ける				
	・夜間景観の魅力づくりに配慮します。	ライトアップやショーウインドウの活用			ライトアップやショーウインドウの活用	ライトアップやショーウインドウの活用	ライトアップやショーウインドウの活用	
開発行為 （切土、盛土の高さ、法面・擁壁の勾配・緑化）	・切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。							
樹木の保全と植栽 又は伐採	・シンボル等となる樹木は、保全や移植に配慮します。 屋敷林、ランドマークとなる樹木							
	・植栽は、周辺の緑との連続性、地域の植生や生物の生息、四季の変化等に配慮します。							
	・樹木の伐採は、必要最小限に抑えるとともに、道路沿いを避けることに配慮します。							
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵 （配置、高さ、積み上げ方、緑化・遮蔽）	・出入口の幅は、必要最小限に抑えます。							
	・集積や貯蔵は、周辺から目立たないようにし、高さに配慮します。 周囲を生垣や障壁等で遮蔽							

種 別	景観形成の共通基準	景観計画区域（景観ゾーン・軸・拠点）の基準			
		みず・みどり景観ゾーン （水辺・緑地系）	水辺景観軸 （水辺系）	道路・鉄道景観軸 （道路・鉄道系）	みず・みどりレクリエーション 景観拠点（水辺・緑地系）
景観形成方針		・水辺に親しみ、スポーツ、憩いの場として、水辺景観の維持と潤いのある景観形成を図ります。	・身近な水辺として親しまれるとともに、水辺景観を保全し、育成し、良好な水辺の景観形成を図ります。	・隣接するゾーンや軸、拠点との調和に配慮した景観形成を図り、人にやさしい、緑を考慮した景観形成を図ります。 ・また、パブリックデザインに配慮した景観形成を図ります。 ストリートファニチャー等のデザイン	・水と緑の景観を保全し、ゆとりと潤いのある景観形成を図ります。
建築物等	配置	・周辺の自然環境や地域文化などの景観資源に配慮します。 水辺・シンボル樹、寺社・史跡等の見通し確保 ・道路、水辺とのゆとりスペースの確保に配慮します。 壁面後退			
	高さ・規模	・屋根や軒、階、最上部の高さは周辺に配慮します。 できるだけ低く ・一つの規模が大き過ぎないように配慮します。 低層部より上層部を小さく			
	外壁	・圧迫感や単調な壁面を避け、周辺の景観との調和に配慮します。 大壁面の分節/規模の大きなものは低層部より上層部が後退 ・金属やガラスなどの壁面は、周辺への反射防止に配慮します。 鏡面の仕上・ガラスを避ける			
	屋根・屋上	・突出した形態・意匠を避け、周辺との調和に配慮します。 奇抜なデザインを避ける			
	バルコニー				
	屋外階段	・建築物等本体と調和した形態・意匠に配慮します。 本体と形態・仕上げを合せる			
	建築物等緑化	・屋上や壁面の緑化に配慮します。			
	付帯設備類	・設備機器・配管・ダクト類が露出しないように配慮します。 見えにくい配置/又は緑・ルーバー等で遮蔽 ・敷地周りの緑化に配慮します。 道路沿いに生垣又は中・高木類の植栽			
	外構と緑化 （敷地内）	・潤いのある樹種選定に配慮します。 花や紅葉の彩りづくり ・駐車場の周囲や舗装面は緑化に配慮します。 外周の生垣/舗装面に緑化用ブロックの利用			
	色彩	注) 色彩基準を参照	注) 色彩基準を参照		
	付帯広告物	・付帯する広告物の位置や大きさ、色彩が突出しないように配慮します。 本体とデザイン統一/飛び出しを避ける			
	付帯施設	・駐車場、ごみ置き場などは、露出しないように配慮します。			
	夜間照明	・光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないように配慮します。 外向けは過度の設置を避ける			
	開発行為 （切土、盛土の高さ、法面・擁壁の勾配・緑化）	・切土、盛土の高さや法面・擁壁勾配は周辺の景観との調和、緑化に配慮します。			
樹木の保全と植栽 又は伐採	・シンボル等となる樹木は、保全や移植に配慮します。 緩衝緑化、ランドマークとなる樹木 ・植栽は、周辺の緑との連続性、地域の植生や生物の生息、四季の変化等に配慮します。 ・樹木の伐採は、必要最小限に抑えるとともに、道路沿いを避けることに配慮します。				
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵 （配置、高さ、積み上げ方、緑化・遮蔽）					

住居系景観形成のモデル基準図 (まちなみ景観ゾーン)



④ 屋根
 ● 屋根は、勾配屋根を主体とし、周辺と高さを揃える事で、周囲との整合を図るよう配慮します。

地域のシンボル樹

② 高さ・規模
 ● 屋根や軒、階、最上部の高さは周辺との連続性に配慮します。
 ● 規模が過度に大きく感じないように、立面形態や、敷地外周部のゆとりスペースの確保に配慮します。

⑤ バルコニー
 ● 物干しは外部から見えにくい位置に配慮します。
 ● 手摺部は本体と形態意匠を合わせます。

⑩ 色彩
 ● 色彩は落ち着いた色を基調とし、壁面は暖色系、屋根面はグレー系の色とします。

③ 外壁
 ● 圧迫感や単調な壁面を避けるため、1階壁面の後退や、1、2階壁面の色彩に変化を与え、周辺との景観の調和に配慮します。

① 配置
 ● 背後（周辺）のシンボル樹の見通しを確保するため建築物の配置に配慮します。
 ● 建築物は道路とのゆとりスペース（壁面後退）の確保に配慮します。

⑫ 付帯施設
 ● ごみ置き場は、生垣等で周囲を囲み、露出しないように配慮します。

⑨ 外構と緑化
 ● 駐車場の傾斜面は緑化に配慮します。

⑬ 夜間照明
 ● 夜間照明は、必要最小限の数量・光量・光源・高さに配慮します。

⑥ 外構と緑化
 ● 敷地内周辺やまち並みに配慮して生垣を設けます。
 ● 低中木及び花・紅葉等の彩りに配慮します。

⑧ 付帯設備類
 ● 設備等は、生垣の内側に配置し外部から見えにくいように配慮します。

商業系景観形成のモデル基準図 (駅景観拠点等)



⑦ 建築等緑化
● 屋上の休憩スペース周りや、一部低層部の壁面緑化に配慮します。

③ 外壁
● 外壁は単調な壁面を避け、前後の壁面分節や色彩の変化に配慮します。

⑧ 付帯設備類
● 設備機器はルーバー等で遮蔽し、外部から見えにくいよう配慮します。

② 高さ・規模
● 階高を揃え、屋根部のスカイラインをなだらかな曲線系とし、周辺との連続性に配慮します。

④ 屋根・屋上
● 屋根は、勾配屋根と陸屋根とし、周辺との調和に配慮します。

⑤ バルコニー等
● 手摺部は、建築物と形態意匠を合わせるように配慮します。
● 物干し、室外機は外部から見えにくい配置に配慮します。

⑩ 色彩
● 色彩は、前部建築物は暖かいのある色とし、後部は落ち着いた色を基調とします。また、外壁及び屋根とも緩色系とします。

⑨ 外構と緑化
⑫ 付帯施設
● 駐車場は、露出しないように周辺に生垣を設けると共に、舗装面は緑化に配慮します。

⑬ 夜間照明
● 外部へは、必要以上の照明を避け、過度の光量、光源とならないよう配慮します。

⑥ 屋外階段
● 屋外階段は、建築物本体と調和した形態・意匠に配慮します。

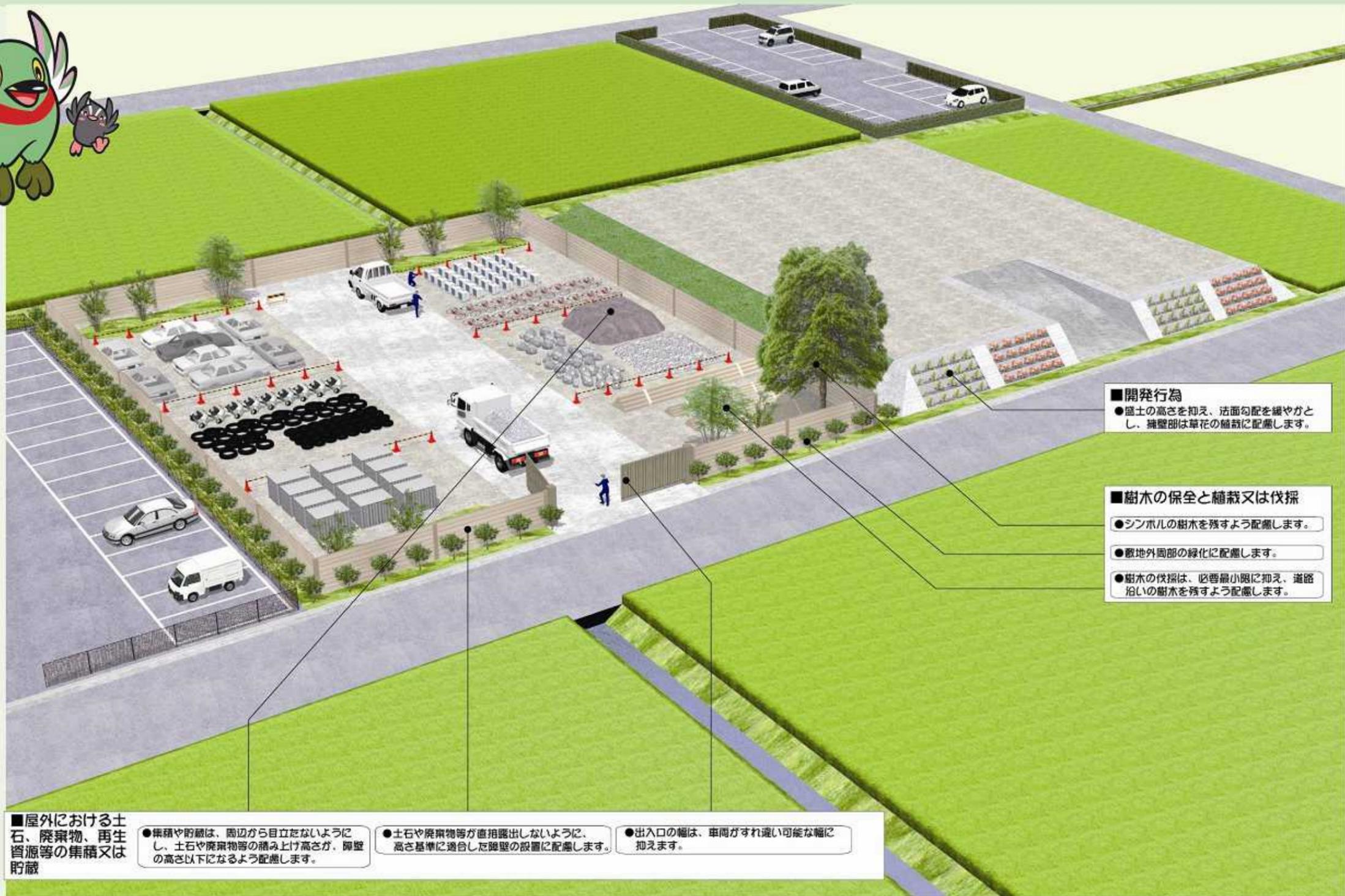
① 配置
● 建築物は、道路とのゆとりスペース（壁面後退）を確保し、前部と後部建築物の壁面位置はまち並みの連続性に配慮します。

⑨ 外構と緑化
● 道路沿いの高木や建築物の足元に、低木を植栽し、まち並みに連続した緑化に配慮します。

⑬ 夜間照明
● ガラス面を多くし、ショーウィンドウに明かりを灯す事により、夜間景観の魅力アップに配慮します。

⑪ 付帯広告物
● 付帯する広告物は位置や大きさを揃え、魅力ある色彩に配慮します。

■ 開発行為等景観形成のモデル基準図



■ 開発行為
 ● 盛土の高さを抑え、法面勾配を緩やかとし、擁壁部は草花の植栽に配慮します。

■ 樹木の保全と植栽又は伐採
 ● シンボルの樹木を残すよう配慮します。
 ● 敷地外周部の緑化に配慮します。
 ● 樹木の伐採は、必要最小限に抑え、道路沿いの樹木を残すよう配慮します。

■ 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵

● 集積や貯蔵は、周辺から目立たないようにし、土石や廃棄物等の積み上げ高さが、擁壁の高さ以下になるよう配慮します。

● 土石や廃棄物等が直拍露出しないように、高さ基準に適合した擁壁の設置に配慮します。

● 出入口の幅は、車両がすれ違い可能な幅に抑えます。